

座間市国民保護計画に係る避難実施要領作成マニュアル
(避難実施要領のパターン)

座 間 市

目 次

I	避難実施要領作成マニュアルの位置づけ・・・・・・・・・・	2
II	避難実施要領の策定について・・・・・・・・・・	3
III	避難実施要領のパターンについて・・・・・・・・・・	1 2
IV	【参考1】住民の避難の基本的考え方・・・・・・・・・・	3 4
V	【参考2】避難誘導における一般的留意事項・・・・・・・・	3 7

I 避難実施要領作成マニュアルの位置づけ

国民保護法第61条によれば、市は、武力攻撃事態等が発生し、県から避難の指示の通知を受けた場合、県警察、自衛隊などの関係機関の意見を聴き所要の調整を行いつつ、速やかに避難実施要領を定めなければならない。また、国民の保護に関する基本指針では、市はあらかじめ避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとしている。

このことは、避難実施要領の記載内容及び作成手順の一定の把握及びノウハウを培っておくことで、実際に事態が発生した際に当該要領の迅速な作成に資するためである。

当該マニュアルは、市の責務を確実に果たすため、住民避難に関する基本的な考え方、市の特性からみた避難実施要領作成上の留意点を考慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しようとするものである。

* 避難実施要領の作成根拠

根拠規定	内 容
国民保護法第61条第1項	市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。
国民の保護に関する基本指針	消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。
神奈川県国民保護計画 第3編 第4章 第2 避難の指示等	5 市町村における避難実施要領の策定等 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、県、県警察等関係機関の意見を聴くとともに、市町村国民保護計画やあらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。
座間市国民保護計画 第3編 第4章 第2 避難住民の誘導等	2 避難実施要領の策定 市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

Ⅱ 避難実施要領の策定について

(1) 避難実施要領とは

国民保護法では、住民の避難に関する措置を行うにあたり、都道府県知事が避難の指示を行ったときは、市町村長は直ちに避難実施要領を定めて、その定めるところにより避難住民を誘導することとされている。避難実施要領は、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、避難実施要領により定められた避難の経路、手段、誘導の実施方法、関係職員の配置等、具体的に避難住民の誘導を行うに際して必要となる事項の内容は住民に伝達されることとなる。

ただし、緊急の場合には、時間的余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

(2) 避難実施要領のパターンとは

国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、通常、時間的な余裕は全くなく、速やかに避難住民の誘導を行うことが求められる。しかし、実際に住民を避難させるに当たっては、避難施設や避難の手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項について決定する必要がある、これらの検討を事案が発生してから始めるのでは、迅速に避難実施要領を作成することができず、誘導に至るまでにかかなりの時間を要することになってしまう。

そこで、基本指針では、市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。

現実の国民保護事案の態様は、事案の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別ではあるが、「避難実施要領のパターン」を平素から作成することによって、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定のノウハウを培うことが可能である。

なお、当該マニュアルにおける避難実施要領のパターンについては、避難実施に必要な基礎的資料や関係機関との意見交換から、今後精度を高め、その都度パターンを改めるものとする。

(3) 避難実施要領の策定

- ① 市は、避難指示を受けた場合は、計画第3編第4章第2節「2 避難実施要領の策定」に基づき、このマニュアルに掲載しているパターン等を参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるよう迅速な作成に留意する。
- ② 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。
- ③ 避難実施要領に定める事項（国民保護法第61条で規定されている項目）
 - 避難方法に関する事項
 - 避難住民の誘導に関する事項
 - 避難の実施に関する必要な事項
- ④ 避難実施要領に盛り込む事項（市町村国民保護モデル計画において列挙している項目）
 - 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
 - 避難先
 - 一時集合場所及び集合方法
 - 集合時間
 - 集合に当たっての留意事項
 - 避難の手段及び避難の経路
 - 職員の配置等
 - 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
 - 要避難地域における残留者の確認
 - 避難誘導中の食料等の支援
 - 避難住民の携行品、服装
 - 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(4) 避難実施要領策定の際の考慮事項

避難実施要領の策定に当たっては、以下の点を考慮する。

- ① 避難の指示内容確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難形態）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容の確認、被災状況の把握、自主的な避難状況の把握）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（都道府県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

- ⑥ 要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路の選定、都道府県警察との避難経路に係る調整、自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（職員の割当て（配置場所）、派遣する職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（都道府県の対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(5) 様式例

避難実施要領に決められた様式はなく、事態に応じて必要事項を記載すれば良いものであり、より柔軟に対応することができるものであるが、あらかじめ必要と思われる項目を様式として用意しておき、事案によって不明又は不必要な部分は空欄として残し、不足については追加するという手法が迅速な作成に有効であると考えられる。

一定の基礎情報、考慮事項等について記載し、一覧性を持たせたものとして、屋内避難と市域内避難・市域外避難の様式例を次のとおり示す。

また、現実に作成に時間的猶予のない事態が発生した場合等では、避難実施要領に最小限の事項のみを記載することが考えられるため、最小限の項目に限った避難実施要領の様式例も示しておく。

例1 屋内避難における避難実施要領の様式（例）

避 難 実 施 要 領	
座間市長 月 日 時 分現在	
屋 内 避 難	
1 県からの避難の指示の内容	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	平成 年 月 日 :
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候：____ 気温：____℃ 風向____ 風速____m/s
2-1 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	
3 事態の特性で留意すべき事項	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。
屋外にいる場合	できる限り近隣の堅牢な建物、地下街等に避難する。
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
6 緊急時の連絡手段	
座間市 国民保護／緊急対応事態対策本部	電話： FAX：

例2 市域内避難及び市域外避難における避難実施要領の様式（例）

避難実施要領				
				座間市長 月 日 時 分現在
市域内避難 及び 市域外避難				
1 県からの避難の指示の内容				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	平成 年 月 日 :			
発生場所				
実行の主体				
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置				
気象の状況	天候：___ 気温：___℃ 風向___ 風速___m/s			
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要				
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)				
地域の特性				
時期による特性				
4 避難者数 (単位：人)				
地区名				合計
避難者数 (計)				
うち要援護者数				
うち外国人等の数				

5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域				
避難施設名				
所在地				
収容可能人員数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所（広域避難場所）				
集合場所・避難場所名				
所在地				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他（ ）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	要援護者 その他（入院患者等）			
7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規則	実施者の確認			
	規制に当たる人数			
	規制場所			
警備体制	実施者の確認			
	規制に当たる人数			
	規制場所			

8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地 区					
一時集合 場所への 避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難先				
	集合時間				
	その他（誘導責任者等）				
避難施設 への避難 方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
	その他 （誘導責任者等）				
要援護者 等の避難 方法	誘導の実施単位				
	要援護者への支援 事項				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
配置場所					
人数					
現地調整所					
8-3 残留者の確認方法					
確認者					
時期					
場所					
方法					
措置					
終了予定日時					

8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法	
食事時期	
食事場所	
提供する食事の種類	
実施担当部署	
8-5 追加情報の伝達	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
事態の特性	
時期の特性	
一時集合場所での対応	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
（心得・安全確保・服装等）	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
職員間の連絡手段	
12 緊急時の連絡手段	
座間市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話： FAX：

例3 最小限の項目に限った避難実施要領の様式（例）

避 難 実 施 要 領			
			座間市長 月 日 時 分現在
1 警報の内容			
(事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項)			
2 避難指示			
(要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等)			
3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）			
要避難地域			
要避難者数			
うち要援護者数			
避難先地域			
一時避難場所及び集合方法			
集合時間			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			
4 避難の実施に関し必要な事項（法第61号第2項第3号）			
避難施設	名称		
	所在地		
	連絡先		
避難にあたっての留意事項	(携行品・服装等・避難誘導中の食料等の支援)		
追加情報の伝達方法			
5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項第2号）			
職員の配置場所・人数			
職員間の連絡方法			
要避難者の避難誘導方針			
残留者の確認方法			
6 緊急時の連絡手段			
座間市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：		
	FAX：		

Ⅲ 避難実施要領のパターンについて

(1) 想定する事態の検討

「避難実施要領のパターン」は、実際に国民保護事案が発生した際に策定する「避難実施要領」そのものではなく、あくまでも事前に事態を想定して、その対応を用意するものである。このため、パターン作成に当たっては、どのような事態が起きるのか、それに対して国、都道府県からどの程度具体的な指示が来るのか等を検討して想定事例とすることが最初に行うべき作業であり、現実的で合理的な想定を設定することは極めて重要である。

国民保護事案として想定される事態は多種多様であり、どのような事態が想定されるかは、市内の地理的特性や施設等により異なるものであるが、想定する事態としては、まず、武力攻撃事態の4類型や緊急対処事態の4類型が考えられる。

(2) 事態の特徴

基本指針においては、武力攻撃事態は、①着上陸侵攻、②ゲリラ・特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル、④航空攻撃の4つの類型が想定されており、緊急対処事態については、①原子力事業所等の破壊や石油コンビナートの爆破等、②ターミナル駅や列車の爆破等、③炭疽菌やサリンの大量散布等、④航空機による自爆テロ等が例と想定されている。住民の避難に関する措置を実施する際には、事態の特徴を考慮しながら避難方法を検討することが必要であることから、事態ごとのおおまかな特徴を把握しておくことが重要である。

*** 避難の際に考慮すべき事態の特徴**

区分		特徴
武力攻撃事態	着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。 ・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・ 航空機による場合は、空港に近い地域が攻撃目標となりやすい。船舶が接岸容易な地域と近接している場合は、特に目標とされやすい。
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することが想定される。 ・ 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。
	弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で着弾地域を特定することが極めて困難であり、さらに、極めて短時間での着弾が予想される。 ・ 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定することが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。
	航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難である。 ・ 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることが想定される。 ・ 攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

区分		特徴
緊急 対 処 事 態	危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業所等やダム破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。 建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたすおそれがある。
	大規模集客施設・大量輸送機関等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
	交通機関を用いた攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害が発生するおそれがある。 爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。
	大量殺傷物質等による攻撃	
	放射性物質等	<ul style="list-style-type: none"> 核兵器による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって生ずる。 放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。 ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、爆発による被害と放射能による被害をもたらす。
	生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能である。 発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ヒトを媒体とする天然痘等の生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。
化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 化学剤は、一般に地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 	

(3) 事態別避難実施要領パターン

- ① 弾道ミサイル攻撃の場合
- ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合
 - ・ 比較的時間に余裕のある場合
 - ・ 昼間の突発的な攻撃の場合
 - ・ 化学剤を用いた攻撃の場合
- ③ 着上陸侵攻・航空攻撃の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を超える避難が伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要になる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うこととして、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

※避難実施要領の策定する際には、「ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合」の比較的時間に余裕のある場合に準じて記載する。

- ④ 在日米陸軍基地への攻撃の場合（市の特性から）

本市には、在日米陸軍（キャンプ座間）と陸上自衛隊（座間駐屯地）との共同使用によるキャンプ座間が市域の北部に所在しているため、同施設への武力攻撃事態等を想定した避難実施要領のパターンを定める。

*** 避難実施要領のパターンの概要（一例）**

事案の種類	事態兆候の予測 察知の可能性	避難までの 時間的余裕	想定される 避難範囲	想定される 避難時間	避難方法
弾道ミサイル 攻撃	事前に兆候を 察知した場合 でも発射され た段階で攻撃 目標を特定す ることは困難	余裕なし	市内の一部地 域もしくは全 域	数時間から数 日（事態終結 の場合に限 る）	屋内避難後、 事態の推移に 応じ市内避難 施設（原則徒 歩）、近隣市町 （県が手配し たバス等）へ 避難
ゲリラや特殊 部隊による攻 撃（時間的余 裕あり）	事前に予測・察 知は難しく、突 発的な被害の 可能性がある。	比較的あり	全市域 又は一部の市 域	数時間から 数日	事態の推移に 応じ市内避難 施設（原則徒 歩）へ避難
ゲリラや特殊 部隊による攻 撃（突発的攻 撃）	事前に予測・察 知は難しく、突 発的な被害の 可能性がある。	余裕なし	全市域 又は一部の市 域	数時間から 数日	屋内避難後、 事態の推移に 応じ市内避難 施設（原則徒 歩）へ避難
ゲリラや特殊 部隊による攻 撃（化学剤使 用攻撃）	事前に予測・察 知は難しく、突 発的な被害の 可能性がある。	余裕なし	全市域 又は一部の市 域	長期（汚染除 去まで）	屋内避難後、 事態の推移に 応じ市内避難 施設（原則徒 歩）、近隣市町 （県が手配し たバス等）へ 避難
在日米陸軍基 地への攻撃	事前に予測・察 知は難しく、突 発的な被害の 可能性がある。	比較的あり （基地内の 事案）	一部の市域	数時間から 数日	事態の推移に 応じ市内避難 施設（原則徒 歩）へ避難

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内避難することが基本。(できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建物の地下、地下街、地下駅舎等の近い施設に避難する。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルは発射された段階で迅速に各人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

《弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ》

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長（警報発令、避難措置の指示）→ 県知事（避難の指示）→ 市長（避難実施要領の策定）

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難とされている。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずるもの）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくることから、すべての地域に着弾の可能性があるものとして対応を考える。

避難実施要領（一例）

座間市長

○月○日○時○分現在

1 警報の内容

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・・・・

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が迅速に対応できるよう、今後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。
※弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことに留意する。

2 避難指示

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報が行われることから、本市が弾着予想地域に含まれる場合は、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らすなど、あらゆる情報伝達手段を活用し、住民に警報の発令を周知する。

※全国瞬時警報システム（Jアラート）により、国において市の防災行政無線のサイレンを自動起動し、迅速・確実に緊急情報を住民へ伝達する。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近くの屋内に避難できるように、あらかじめ各人のとるべき対応を周知徹底する。(その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止し

て必要によりテープで目張りを行い、外気により出来るだけ遮断される状態になるように周知する。)

車両内にいる者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるように周知する。

3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）

要避難地域	}		
要避難者数			
うち要援護者数			
避難先地域			
一時避難場所及び集合方法			※当時の状況に応じて記載
集合時間			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			

4 避難の実施に関し必要な事項（法第61号第2項第3号）

避難施設	名称	}	※当時の状況に応じて記載
	所在地		
	連絡先		
避難にあたっての留意事項	住民に対しては、屋内避難に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。		
追加情報の伝達方法	避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等		

5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項第2号）

職員の配置場所・人数	}	※職員の体制及び配備等については、別に定める。
職員間の連絡方法		
要避難者の避難誘導方針	災害時避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施	
残留者の確認方法	※確認者、時期、完了予定日時等を含めて決定し記載	

6 緊急時の連絡手段

座間市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：046-255-1111 FAX：046-252-7773
------------------------	-------------------------------------

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施する。

なお、突発的な攻撃に際しては、避難装置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本となる。

- ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における警察、消防、自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的に住民を要避難地域外に避難させる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 避難実施要領の策定に当たっては、県、警察、消防、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言等を踏まえて、避難の方法を決定する。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づき、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員等から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行う。

《避難に比較的時間の余裕のある場合の対応》

「広域避難場所までの移動」～「広域避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順を基本とする。

《屋間の突発的に事案が発生した場合の対応》

当初の段階では、各人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、警察、消防、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定する。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうよう啓発を行う。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、危険物質等の取り扱いなどは、攻撃の可能性が一般的に高く、注意が必要である。

《比較的時間に余裕のある場合（一例）》

避難実施要領	
座間市長 ○月○日○時○分現在	
市域内避難	
1 県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、神奈川県域における武装した潜水艦が座標し、逃走した武装作業員による施設の爆破の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、座間市○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載） 知事は別添の避難の指示を行った。（避難の指示を添付）</p> <p>※具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	平成○○年○月○日 ○○：○○
発生場所	神奈川県○○市海岸
実行の主体	—
事案の概要と被害状況	武装作業員と警察官の衝突し2名が逃走中 ○○駅爆破計画が発覚（計画によると△△時に爆破予告）
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することが予想されることから、1日程度避難施設にとどまることを考慮することが必要。
気象の状況	天候：曇り 気温：20℃ 風向：西 風速：2 m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	座間市○○地区
避難先と避難誘導の方針	座間市○○地区の住民を、徒歩で座間市○○地区以外の地域に避難させる。
避難開始日時	●月●日●●：●●
避難完了予定日時	●月●日△△：△△
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	警察：○○駅周辺の警戒区域に基づき交通規制を実施 消防：現場の状況から半径250m圏内を消防警戒区域と設定 鉄道事業者：○○駅の付近は運行停止 バス事業者：○○駅の付近は運行停止
連絡調整先	県対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を派遣 その他関係機関：連絡先は別紙のとおり
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 （除染の必要性等）	判明した爆破計画中には、大量殺傷物質等を用いる計画は含まれておらず、避難時に特別な対応は必要ない。
地域の特性	地域の結びつきが強く自治会単位の行動が期待できる。 隣接市との境界の地域（隣接市との連携が必要）
時期による特性	季節的に暖房の必要はない。天候は2～3日は降雨なし予報

4 避難者数（単位：人）				
地区名	〇〇地区			合計
避難者数（計）	465			465
うち要援護者数	不明			
うち外国人等の数	不明			
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	〇〇地区以外の地域			
避難施設名	〇中学校	△小学校		
所在地	〇3丁目8	△2丁目6		
収容可能人員数（人）	408	263		
連絡先（電話等）	046-111-0000	046-000-1111		
連絡担当者	市本部：〇〇 避難先：△△	市本部：〇〇 避難先：□□		
その他の留意事項等	—	—		
5-2 一時集合場所（広域避難場所）				
集合場所・避難場所名	—	—		
所在地	—	—		
連絡先（電話等）	—	—		
連絡担当者	—	—		
その他の留意事項等	—	—		
6 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他（ ）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）	—		
	台数	—		
	輸送可能人数	—		
	連絡先	—		
輸送力の配分の考え方	—			
その他輸送手段	要援護者 その他（入院患者等）	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有車両による搬送を行う。要避難地域の病院及び避難先地域の病院と調整し、病院の車両又は救急車による搬送を行う。		

7 避難経路					
避難に使用する経路		主要な避難経路は県道●号線、市道○号線とする。 詳細は別添地図のとおり。			
交通規則	実施者の確認	座間警察署			
	規制に当たる人数	30人程度			
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	座間警察署			
	規制に当たる人数	30人程度			
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	—			
	輸送手段	—			
	避難先	—			
	集合時間	—			
	その他（誘導責任者等）	—			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	○○地区西地域	○○地区東地域		
	輸送手段	徒歩	徒歩		
	避難経路	県道●号線を使用（詳細は経路図参照）	市道○号線を使用（詳細は経路図参照）		
	避難先	○中学校	△小学校		
	避難開始日時	●月●日●●：●●			
	避難完了予定日時	—	—		
	その他（誘導責任者等）	—	—		
要援護者等の避難方法	誘導の実施単位	災害時避難行動要支援者の避難支援プランに基づいて個別に設定			
	要援護者への支援事項	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施 避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して要支援者への連絡、輸送手段の確保を的確に行う。			
	輸送手段	市の保有車両			

	避難経路	避難経路は県道●号線、市道○号線を使用		
	避難先	○中学校、△小学校、●病院		
	避難開始日時	●月●日●●：●●		
	避難完了予定日時	●月●日△△：△△		
8-2 職員の配置方法				
配置場所	避難先の学校前（2箇所）、主要な交差点（6箇所）			
人数	8箇所×2名＝16名 ※配置図に職員名と連絡先を記載する。			
現地調整所	連絡要員を2名配置			
8-3 残留者の確認方法				
確認者	市職員、消防及び消防団員（約10名）			
時期	●月●日○○：○○			
場所	○○地区			
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、個別訪問			
措置	残留者に対し避難するよう説得を行う。			
終了予定日時	●月●日△△：△△			
8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法				
食事時期	— （避難施設にて提供）			
食事場所	—			
提供する食事の種類	—			
実施担当部署	—			
8-5 追加情報の伝達				
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等				
9 避難時の留意事項（主に住民）				
自宅から避難する場合の留意事項				
基本事項				
避難時は、留守宅の戸締り、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品等を携行する。 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。				
事態の特性				
服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市、消防、警察等に通報するよう促す。				
時期の特性				
—				
一時集合場所での対応				
—				

10 誘導に際しての留意事項（職員）

住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、沈着冷静に毅然たる態度を保つこと。

防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

混乱が予想される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

※職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

11 情報伝達

避難実施要領の住民への伝達方法	防災行衛無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達 広報車、消防車両の活用 伝達先としてあらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長等にFAX等により送付
避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による。
職員間の連絡手段	別添電話番号表一覧による。

12 緊急時の連絡手段

座間市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：046-255-1111 FAX：046-252-7773
------------------------	-------------------------------------

《昼間の突発的な攻撃の場合（一例）》

避難実施要領（一例）	
座間市長 〇月〇日〇時〇分現在	
屋内避難	
1 県からの避難の指示の内容	
別添のとおり ※避難の指示が極めて簡素であった場合には、避難実施要領中に記載する。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	平成〇〇年〇月〇日 〇〇：〇〇
発生場所	座間市〇〇地区
実行の主体	国籍不明のテログループ
事案の概要と被害状況	〇〇地区で発生したテログループの攻撃は、現在も引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している。
今後の予測・影響と措置	〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。
気象の状況	—
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	座間市〇〇地区
避難先と避難誘導の方針	<p>Jアラートにより防災行政無線が自動起動して、サイレンを吹聴し音声放送（警報の伝達）が行われる。これにより住民を屋内に避難させる。Jアラートが使用されない場合やJアラートの放送文を補足するなどの必要がある場合など、その時の状況に応じ、防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、〇〇地区に所在する者に対して、即座に伝達する。テログループの行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。</p> <p>テログループによる攻撃が、当該地域において一時的又は最終的に収束した場合には、警察、自衛隊等と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官や自衛官からの情報をもとに、屋内避難又は移動による避難をさせることがある。</p> <p>新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途その内容を伝達する。</p> <p>※ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における警察官や自衛隊等からの情報や助言等をふまえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。</p> <p>※戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。</p>
避難開始日時	— ※状況の変化とともに避難を開始する。
避難完了予定日時	—

2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	自衛隊：テログループと戦闘・対峙中 警察：〇〇地区周辺の警戒区域に基づき交通規制を実施 消防：〇〇地区周辺の警戒区域に基づき住民等の誘導を実施 医療機関・DMAT：負傷者への対応を実施
連絡調整先	現地調整所（位置：△△、連絡手段：××）
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 （除染の必要性等）	避難の方法は、警報の内容等以外にも、現場で活動する警察、自衛隊等の意見を聴いた上で決定することが必要である。
地域の特性	
時期による特性	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	室内の密閉、2階以上の階へ避難、情報収集態勢の確保
屋内にいる場合	速やかに屋内に避難する。
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行衛無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達する。また、広報車、消防車両の活用を図る。 伝達先としてあらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長等にFAX等により送付
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
6 緊急時の連絡手段	
座間市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：046-255-1111 FAX：046-252-7773

《化学剤を用いた攻撃の場合（一例）》

避難実施要領（一例）		
		座間市長 ○月○日○時○分現在
1 警報の内容		
<p>国の対策本部長は、特殊部隊による○○地域における爆発について、化学剤（△△剤と推定）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の○○4丁目の地域及びその風下となる△△地域（○丁目～○丁目）を要避難地域として、屋内に避難するよう避難措置の指示を行った・・・</p> <p>知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）</p>		
2 避難指示		
<p>市は、要避難地域の住民約○○○○名について、特に爆発周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる△△地域（○丁目～○丁目）の住民は、屋内への避難を行うよう伝達をする。（風向：東 風速：1 m/s）</p> <p>当該地域の住民に対しては、防災行政無線等により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達させる。また、防護機器を有する警察、自衛隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。</p> <p>※化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、が危機からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。</p>		
3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）		
要避難地域	○○4丁目の地域	△△地域（○丁目～○丁目）
要避難者数	1,090	2,882
うち要援護者数	不明	不明
避難先地域	○○高校	屋内避難（自宅等）
一次避難場所及び集合場所	各自治会ごと	—
集合時間	—	—
避難経路	北側→東（風上）へ 南側→東（風上）へ	—
避難手段	徒歩	室内の密閉、2階以上の階へ避難、 情報収集態勢の確保
避難開始日時	直ちに	直ちに
4 避難の実施に関し必要な事項（法第61号第2項第3号）		
避難施設	名称	○○高校
	所在地	○○3丁目
	連絡先	046-2○○-△△□□

避難にあたっての留意事項	<p>①住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、出来るだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。 又、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。</p> <p>②外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密封するとともに、手、顔及び体を石鹸でよく洗うように促す。</p> <p>③防災行政無線やテレビ、ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。</p> <p>※NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。</p>
追加情報の伝達方法	避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等
5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項第2号）	
職員の配置場所・人数	<p>市職員〇名を現地調整所に派遣し、現場で活動する関係機関との情報共有及び連絡調整を実施 ※防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話等による。</p>
職員間の連絡方法	電話（関係者連絡先一覧表による。）
要避難者の避難誘導方針	災害時避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施
残留者の確認方法	防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
6 緊急時の連絡手段	
座間市 国民保護／緊急処理事態対策本部	電話：046-255-1111 FAX：046-252-7773

《在日米陸軍基地への攻撃の場合（一例）》

避難実施要領（一例）	
座間市長 ○月○日○時○分現在	
市域内避難	
1 県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、○○日△△時、武装工作員によるキャンプ座間の事案を緊急対処事態と認定して警報を発令し、神奈川県知事に対し、座間市○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。</p> <p>知事は別添の避難の指示を行った。（避難の指示を添付）</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	平成○○年○月○日 ○○：○○
発生場所	神奈川県座間市キャンプ座間（在日米陸軍司令部）
実行の主体	国籍不明の武装工作員
事案の概要と被害状況	武装工作員がキャンプ座間のゲートを突破し、在日米陸軍司令部建物内で武器、爆破物を携行し、人質を取り立てこもっている状況にある。
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することが予想されることから、1日～数日程度避難施設にとどまることを考慮することが必要。
気象の状況	天候：曇り 気温：20℃ 風向：東 風速：0.5m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	座間市○○地区
避難先と避難誘導の方針	<p>当該事態が膠着事態のため、座間市○○地区に所在する者に対しての屋内避難の指示は行われなかったことから、市は当該地区から住民を早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について防災行政無線、市広報車等により即座に伝達する。</p> <p>座間市○○地区の住民を、広域避難場所である座間谷戸山公園東側に集合させた後、借り上げ車両により市内の安全な避難所に避難させる。</p>
避難開始日時	●月●日●●：●●
避難完了予定日時	●月●日△△：△△
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>警察：基地周辺の警戒区域に基づき交通規制を実施</p> <p>消防：現場の状況から半径約1Km圏内を消防警戒区域と設定</p> <p>鉄道事業者：キャンプ座間の付近は運行停止</p> <p>バス事業者：キャンプ座間の付近は運行停止</p>
連絡調整先	<p>県対策本部：市職員2名を派遣</p> <p>現地調整所：市職員2名を派遣</p> <p>その他関係機関：連絡先は別紙のとおり</p>

3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)	判明した爆破物に大量殺傷物質(NBC)が用いられているかは不明。風の方向を考慮して避難。			
地域の特性	地域の結びつきが強く自治会単位の行動が期待できる。隣接市との境界の地域(隣接市との連携が必要)			
時期による特性	季節的に暖房の必要はない。天候は2~3日は降雨なし予報			
4 避難者数(単位:人)				
地区名	〇〇地区			合計
避難者数(計)	約7,000名			約7,000名
うち要援護者数	不明			
うち外国人等の数	不明			
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	〇〇地区以外の地域			
避難施設名	○中学校	△小学校	●中学校	■小学校
所在地	○3丁目	△1丁目	●5丁目	6丁目
収容可能人員数(人)	408	263	352	370
連絡先(電話等)	046-111-0000	046-000-1111	046-000-2222	046-000-3333
連絡担当者	市本部:〇〇 避難先:△△	市本部:〇〇 避難先:□□	市本部:〇〇 避難先:▲▲	市本部:〇〇 避難先:■
その他の留意事項等	※別添「避難所一覧表」			
5-2 一時集合場所(広域避難場所)				
集合場所・避難場所名	県立座間谷戸山公園東側駐車場			
所在地	入谷3-5994			
連絡先(電話等)	090-0000-0000、090-0000-1111(携帯電話)			
連絡担当者	●●、××			
その他の留意事項等	※別添「集合場所要図」			
6 避難手段				
輸送手段	鉄道・ バス ・船舶・徒歩・その他()			
輸送手段の詳細	種類(車種等)	—		
	台数	—		
	輸送可能人数	—		
	連絡先	—		
輸送力の配分の考え方	—			
その他輸送手段	要援護者 その他(入院患者等)	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有車両による搬送を行う。要避難地域の病院及び避難先地域の病院と調整し、病院の車両又は救急車による搬送を行う。		

7 避難経路			
避難に使用する経路		主要な避難経路は県道●号線、国道■号線、市道○号線とする。詳細は別添地図のとおり。	
交通規則	実施者の確認	座間警察署、S警察署	
	規制に当たる人数	50人程度	
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。	
警備体制	実施者の確認	座間警察署、S警察署、陸上自衛隊	
	規制に当たる人数	150人程度	
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。バスの前後には警察又は自衛隊の警備を依頼する。	
8 避難誘導方法			
8-1 避難（輸送）方法			
地区		○○地区	
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	自治会単位を基準（別途「避難誘導計画」）	
	輸送手段	徒歩	
	避難先	県立座間谷戸山公園東側駐車場	
	集合時間	※自治会単に集合時間を設定	
	その他（誘導責任者等）	各自治会長とする。	
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	自治会単位を基準	
	輸送手段	バスを基準（要支援者は市公用車、病人は救急車利用）	
	避難経路	県道●号線を使用（詳細は経路図参照）	市道○号線を使用（詳細は経路図参照）
	避難先	○中学校、△小学校	●中学校、■小学校
	避難開始日時	●月●日●●：●●	
	避難完了予定日時	—	
	その他（誘導責任者等）	○○ ※詳細は、別添「避難所一覧表」による。	
要援護者等の避難方法	誘導の実施単位	災害時避難行動要支援者の避難支援プランに基づいて個別に設定	
	要援護者への支援事項	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施 避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。	
	輸送手段	市の総務部、福祉部の保有車両	
	避難経路	避難経路は県道●号線、国道■号線、市道○号線を使用	
	避難先	○中学校、△小学校、●病院	
	避難開始日時	●月●日●●：●●	
	避難完了予定日時	●月●日△△：△△	

8-2 職員の配置方法	
配置場所	避難先の学校前（12箇所）、主要な交差点（7箇所）
人数	19箇所×2名＝38名 ※配置図に職員名と連絡先を記載する。
現地調整所	連絡要員を2名配置
8-3 残留者の確認方法	
確認者	市職員、消防及び消防団員（約10名）
時期	●月●日〇〇：〇〇
場所	〇〇地区
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、個別訪問
措置	残留者に対し避難するよう説得を行う。
終了予定日時	●月●日△△：△△
8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法	
食事時期	—（避難施設にて提供）
食事場所	—
提供する食事の種類	—
実施担当部署	—
8-5 追加情報の伝達	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	避難時は、留守宅の戸締り、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品等を携行する。 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
事態の特性	服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市、消防、警察等に通報するよう促す。
時期の特性	—
一時集合場所での対応	—

10 誘導に際しての留意事項（職員）

住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、沈着冷静に毅然たる態度を保つこと。

防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

混乱が予想される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

※職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

11 情報伝達

避難実施要領の住民への伝達方法	防災行衛無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達 広報車、消防車両の活用 伝達先としてあらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長等にFAX等により送付
避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による。
職員間の連絡手段	別添電話番号表一覧による。

12 緊急時の連絡手段

座間市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：046-255-1111 FAX：046-252-7773
------------------------	-------------------------------------

IV 【参考 1】住民の避難の基本的考え方

(1) 避難措置の指示

国は、住民の避難が必要（屋内への避難含む。）であると認めるときは、総務大臣を経由して、関係都道府県に対し、住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示（避難措置の指示）することとされている。品何措置の指示の内容は次に示すとおりである。

【避難措置の指示の内容（国→神奈川県）】

- | |
|--|
| ① 要避難地域：住民の避難が必要な地域（できるだけ市町村単位が示される。） |
| ② 避難先地域：住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。） |
| ③ 住民の避難に対して関係機関が講ずべき措置の概要 |

(2) 避難の指示

神奈川県は、国から避難措置の指示を受けたときは、要避難地域の住民に対し、市町村の長を経由して、避難すべき旨を指示（避難の指示）する。避難の指示の内容は概ね次に示すとおりである。

【避難の指示の内容（神奈川県→座間市）】

① 要避難地域	国の避難措置の指示で示された地域に近接地域についても、知事が必要と認めるときは、周辺要避難地域として避難の指示を行う。
② 避難先地域	住民の避難先となる地域（避難先となる地域の市町村名を示す。）
③ 住民の避難に対し関係機関が講ずべき措置の概要	国による措置の内容等
④ 主要な避難経路	・道路利用の場合は、高速道路、国道及び県道レベルで設定する。 ・鉄道利用の場合は、乗車駅、利用路線名及び降車駅で設定する。 ・旅客船利用の場合は、乗船港、航路及び下船港で設定する。 ※国が特定公共施設等の利用指針を定めたときは、その利用指針を踏まえて設定する。
⑤ 避難のための交通手段	運送事業者の対応可能な輸送方法及び輸送力
⑥ その他避難の方法	避難開始時刻、避難に伴う交通規制、避難行動要支援者への配慮事項及び避難時における注意事項（避難時の服装、自家用車利用の可否等）

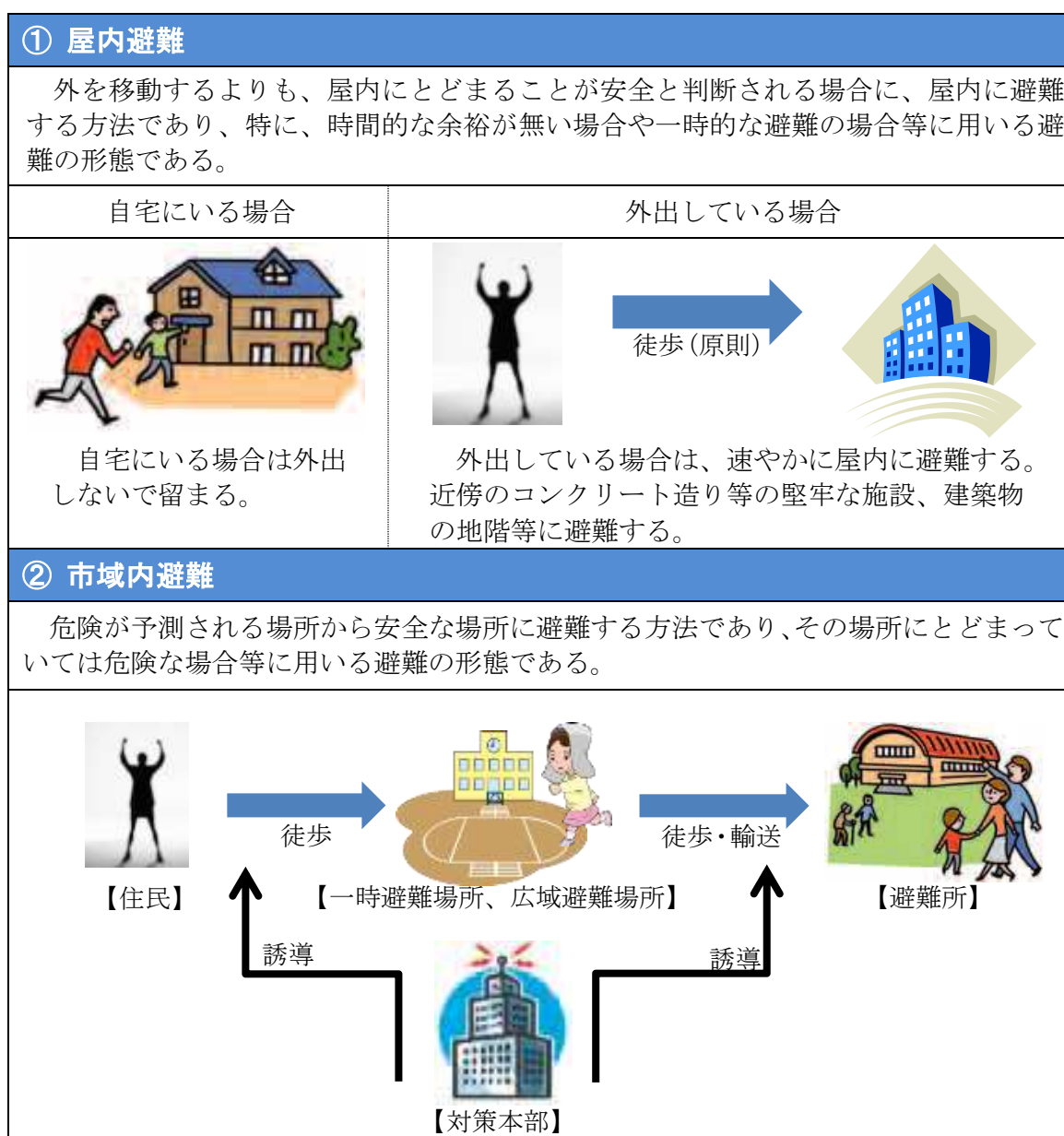
(3) 避難形態

国民保護事案が発生した場合又は発生の予兆がみられる場合、市は国や県からの指示のもと、住民を避難誘導することとなる。市が避難を実施するにあたり考えておくべきことを避難の形態を分類すると、①屋内避難（自宅にとどまる場合を含む。）、②市域内の避難、③市域外への避難（県外への避難を含む。）の3形態が考えられる。

また、一時的に屋内避難を行い、その後市域内や市域外に避難する場合も考えられる。

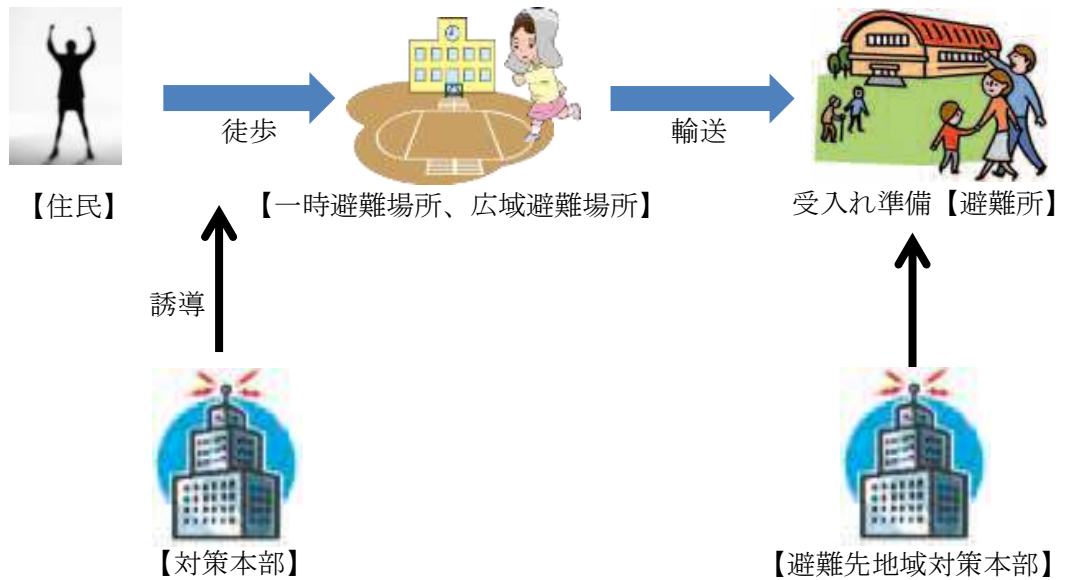
さらには、同じ事案の中で、一部地域に屋内避難を別の地域には市域内避難を求めるような場合もありうる。

住民の避難に関する措置を実施する際には、これらの避難形態に加えて、事態、地域、避難させる住民、時期等の特性を考慮して避難の具体的な方法を検討する必要がある。



③ 市域外避難

危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法のうち、要避難地域が市域を越える場合に用いる避難の方法であり、危険が予測される地域が広範囲に及ぶ場合等に用いる避難の形態である。市は、県と連携して、避難先地域を管轄する都道府県又は市町村と調整を行い、避難住民を誘導する。



V 【参考2】避難誘導における一般的留意事項

(1) 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃等攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の市中心部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る。
避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正する場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を住民に対して周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難所までの移動、一時避難所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の市中心部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動をとった後に、県警察、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 市中心部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力を行うこととなる。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について、特に重視することとする。

(2) 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応を基本とする。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃等のように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考えることとする。
- 避難実施要領の策定に当たっては、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の

意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくこととなる。

- 市対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、必要に応じ、現地調整所を設けて、活動調整に当たることとする。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが必要である。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- 政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることとする。

(3) 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていくこととする。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して必要な情報を、タイムリーに提供することとする。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供することとする。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行うこととする。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することとする。
- 避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのために、平素より、十分な連携を図っておくこととする。

- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に速やかな情報提供に心がけるものとする。

(4) 高齢者、障がい者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることとする。
- 具体的には、以下の避難行動要支援者の避難行動支援措置を講じていくこととする。
 - ① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「避難行動要支援者支援班」の設置
 - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - ④ 一人ひとりの避難行動要支援者のための「避難支援プラン」の策定（地域の避難行動要支援者マップを作成する等）等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくこととする。
- なお、「避難支援プラン」を策定するためには、避難行動要支援者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

方式	内容	注意点
同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて避難行動要支援者を把握し、要支援者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。

方式	内容	注意点
手上げ方式	(制度を周知した上で、) 自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要支援者の特定をせずに取り組むと、避難行動要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市が、個人情報保護条例中の個人情報目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、避難行動要支援者を特定する方式。	情報共有の結果特定される要支援者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。 関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

(5) 安全かつ規律を保った避難誘導

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性のあることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図ることとする。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることとする。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向ったり、避難から脱落することがないように、注意することとする。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させることとする。
- 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より

一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

- 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。
- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 近隣の住民に声をかけ合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

(6) 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取り組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図ることとする。

(7) 民間企業による協力体制の構築

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たし得る。
- 例えば、昼間市中心部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施することや、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。
- このため、こうした取り組みを行う民間企業をPRすること等により、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めることとする。

(8) 住民の「自助」に基づく取り組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、

その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化することとする。

- 市は、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することとする。こうした取り組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。